

## 特定商取引法の見直しの状況について

平成 27 年 5 月 28 日

消費者庁

特定商取引法については、平成 20 年の同法改正法附則において、改正法の施行後 5 年（平成 26 年 12 月 1 日）を経過した場合に、法律の施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは所要の措置を講じるよう定められている。見直しの本格的な検討を行うために、平成 27 年 1 月 20 日に内閣総理大臣から消費者委員会に諮問を行った。これまでに現在消費者委員会特定商取引法専門調査会が 5 回開催され、議論が行われているところ。

**1. 消費者委員会特定商取引法専門調査会の検討状況****①権利に関する問題について**

現行法では、訪問販売・通信販売・電話勧誘販売の規制の対象となる権利は指定制となっているところ。近年の投資目的の権利売買・共同購入クーポンに関する消費者相談の状況をふまえ、権利売買に関する規制のあり方について検討を行ったところ、指定制を廃止した上で権利の外延を財産権まで拡大する方向で概ね合意に至った。

【関連資料】第 2 回資料 8、第 3 回資料 1

**②美容医療サービスに関する問題について**

近年の美容医療サービスに関する消費者相談の状況をふまえ、美容医療サービスを特定継続的役務の規制対象とすべきかという観点から検討を行ったところ、特定継続的役務提供の規制対象とすることについて肯定的な意見が多く寄せられた。仮に特商法で規定する場合は、その範囲をどのように定義するか等、残された検討課題については、業界の実情を十分踏まえた上で、検討・整理し、今後改めて示すこととなった。

【関連資料】第 3 回資料 2

**③訪問販売、電話勧誘販売等の勧誘に関する問題について**

近年の訪問販売、電話勧誘販売に関する消費者相談の状況をふまえ、特商法においてどのような対応を取るべきかについて議論が行われた。今後、訪問販売・電話勧誘販売等の勧誘については、さらなる規制の必要性があるかどうかについて資料を補足の上再度議論を行うこととなった。また、次に勧誘に関する問題を議論する際には、各委員が具体的な制度設計をイメージできるように、できるだけ詳細な資料を消費者庁から提出し、取引実態把握のため事業者からのヒアリングも行いつつ、その手法の是非等について議論を深めていくこととなった。

【関連資料】第 4 回資料 1

2. 今後の予定

- ・ 6月10日（第6回）  
訪問販売、電話勧誘販売等の勧誘に関する問題についての検討（2回目）
- ・ 6月24日（第7回）  
インターネット通販に関する問題（通販の表示義務に割販法上の登録番号を追加するか等）  
アポイントメントセールスに関する問題等についての検討
- ・ 7月～8月  
その他  
引き続き検討することとされた問題の検討  
取りまとめ

※ 審議状況を踏まえ、8月までの上記日程以外の日に、追加の審議を行うこともあり得る。また、状況により、9月以降、更なる審議を行う。